



学校向け

SSW活用ハンドブック

— 児童・生徒を支える学校とSSWの協働—

令和6年2月

神奈川県教育委員会教育局
支援部 子ども教育支援課

はじめに

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校にはいじめや不登校、児童虐待等、様々な課題への対応が求められてきました。

さらに、コロナ禍の中、貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在するとともに、子どもの自殺の状況が深刻な状態にある等、子どもたちは、より一層複雑で深刻な困難を抱えざるを得ない状況に置かれています。

「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、そのニーズに適切に対応していく必要があります。そのためには、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいくことが重要です。

本県では、平成21年度より、課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして学校へ派遣しています。

本ハンドブックは、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を促進する観点から、専門的職務および、具体的な役割、課題や困難に応じた活用事例等を示しています。各学校においては、本ハンドブックを有効に活用し、スクールソーシャルワーカーと協働し、子どもの課題や抱えている困難を認識するとともに、多様なケースに応じた対応を行っていただきたいと考えています。

本ハンドブックを活用することによって、チームで対応する教育相談、児童・生徒指導の充実を図り、子どもが抱える課題や困難の解消に向けて全力で取り組むことで、本県の子どもたち一人ひとりが安全・安心を実感し、笑顔あふれる学校生活を送れることを願っています。

令和6年2月
神奈川県教育委員会

内容

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| ソーシャルワークって何? | 4 |
| スクールソーシャルワークの目的 | 4 |
| スクールソーシャルワーカー (SSW) とは | 4 |
| SSWの法的位置づけ | 4 |
| SSWの基本姿勢 | 5 |
| チーム学校とSSW | 5 |
| SSWの視点 | 6 |
| ① 子どもや保護者の視点で状況 (困っていること) を把握します。 | 6 |
| ② 問題行動等の背景要因を探ります。 | 6 |
| ③ 成育歴を辿りながら、未来のリスクを予測します。 | 6 |
| ④ 子どもの持つ強みに着目します。 | 7 |
| ⑤ 様々な機関の専門的視点を取り入れます。 | 7 |
| (※) 状況把握・分析=“アセスメント”って? | 7 |
| SSWによる支援 | 8 |
| 支援の例 | 8 |
| 様々な支援活動 | 8 |
| 学齢期の支援のデザイン | 9 |
| SSWの支援過程 | 9 |
| ケース会議開催支援 | 10 |
| 児童虐待 (要保護児童対策地域協議会) への対応支援 | 11 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 用語解説 | 12 |
| ジェノグラム..... | 12 |
| エコマップ | 12 |
| SSW の視点から見る【対応のポイント】 | 13 |
| 学校での支援の考え方（生徒指導の定義と子どもの権利条約） | 13 |
| ケース対応の基本 | 13 |
| 課題・背景要因例の一覧 | 13 |
| ① かながわ子どもサポートドック（スクリーニング） | 14 |
| ② いじめ | 15 |
| ③ 不登校..... | 16 |
| ④ 合理的配慮 | 17 |
| ⑤ 性的事案..... | 18 |
| ⑥ 希死念慮..... | 19 |
| ⑦ メンタルヘルス | 20 |
| ⑧ 医療連携..... | 21 |
| ⑨ 貧困 | 22 |
| ⑩ ヤングケアラー | 23 |
| ⑪ 多文化共生 | 24 |
| ⑫ 保護者との協働 | 25 |

ソーシャルワークって何？

社会生活の困りごとを解決し、
みんなが幸せに暮らせるようにする制度や仕組みのこと。
ソーシャルワーカーは、その実践をする人です。

スクールソーシャルワークの目的

子どもたちの等しく教育を受ける権利や機会を保障すること、そして、
すべての子どもたちが教育を通じて最大限の可能性を発揮できること

(M.Huxtable and E.Blyth, 「世界中のスクールソーシャルワーク」 訳：門田 2002)

スクールソーシャルワーカー (SSW) とは

学校生活で困りごとを抱える子どもと保護者を、
ソーシャルワークの技術を用いて
学校とともに支える福祉の専門職です。

SSWの法的位置づけ

学校教育法施行規則 第 65 条の4

※中学校・特別支援学校には準用

スクールソーシャルワーカーは小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

文部科学省初等中等教育局長通知

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成 29 年3月 31 日)

スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の
専門性を有する者として、不登校・いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待
等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒の
ニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校
への働き掛け、および自治体への体制整備への働き掛けに従事する。

～ SSWのあれこれを解説します! ～

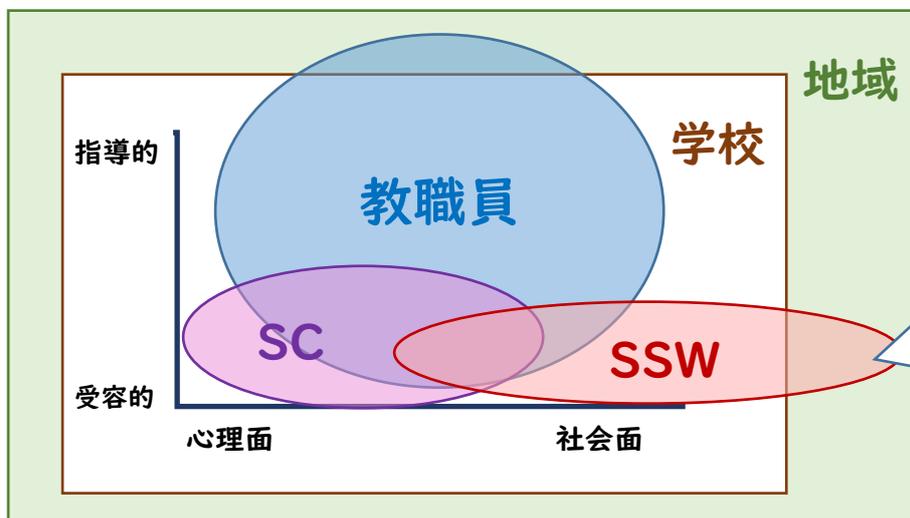
SSWの基本姿勢

- 子ども・保護者、学校とともに**課題解決**に取り組みます。
- 子どもの**安全と健やかな成長発達**を第一に考えます。
- 一人ひとりの子どもを個別のニーズを持った**個人として尊重**します。
- 子ども・保護者と生活環境・学習環境との**相互作用に焦点**を当てます。
- 子ども・保護者の抱える課題を踏まえ、**可能性に着目**します。
- 子ども・保護者自身が**自己決定できるよう、サポート**します。
- 子ども・保護者の相談の**秘密**を守ります。

チーム学校とSSW

SSWは、チーム学校の一員として教職員やスクールカウンセラーと、**子どもの現状や困りごとの背景要因(アセスメント)**を共有し、連携して支援を行います。

【校内役割分担のイメージ】



東京学芸大学
「SSWの仕事」
(2000)を改編

SSWは、
子どもたちの
校外での
生活を地域
とともに
支えます。

SSWの視点

SSWは、子どもの問題行動等を「SOSのサイン」ととらえ、次のような視点から支援を行います。

① 子どもや保護者の**視点**で状況(困っていること)を把握します。

子どもの身に何が起っていて、
子どもは何に困っているのか、
子どもや保護者はどうなったらいいと
思っているのかをしっかりと把握します。



分からないことは、
安易に判断せず、
子どもや保護者に
尋ねます。

子どもや保護者の**困りごとに沿って**取り組む課題解決は、
子ども・保護者と学校の**絆を深め、子どもの安心・安全な環境づくり**につながります。

② 問題行動等の**背景要因**を探ります。

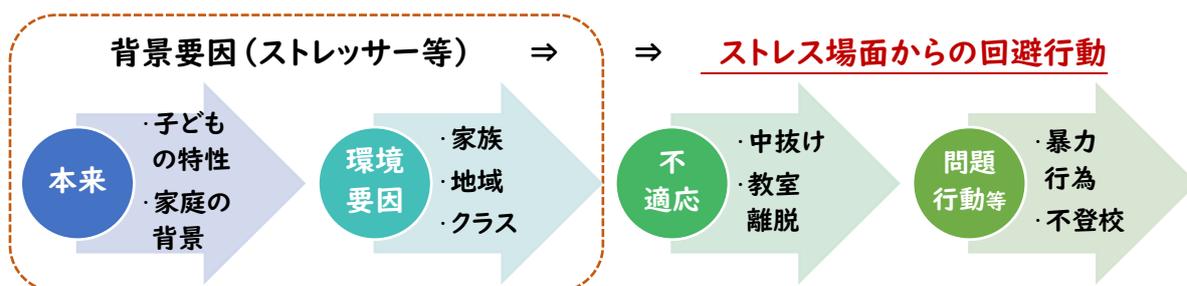
- 複雑に絡み合った**背景要因を整理**して課題を**明確化**すると、状況改善の糸口が見えてきます。

子どもの
課題

家庭・地域
生活の課題

学校生活の
課題

- 子どもの問題行動等を、**子どもと環境との関係がうまくいかないことにより生じているもの**と捉えます。



③ 成育歴を辿りながら、未来のリスクを**予測**します。



いつ、どれくらいの期間、どういう環境で過ごし、どういう課題を抱えていたのかを知ることは、
子どもの問題行動等の「**理由(背景要因)**」を知る大きな手掛かりになるとともに、
これから起こるかもしれない問題行動等の**予測・早期発見・早期支援**につながります。

④ 子どもの持つ**強み**に着目します。



子どもが持つ「**強み**」や「**育ちの芽**」に着目し、「**主体性**」や“**できるようになること**”を大切に**した支援**は、子どもの心の成長発達を促します。

⑤ **様々な機関の専門的視点**を取り入れます。

複数の異なる視点が集まると子どもや保護者が**何に困っているのか**をより具体的に把握しやすくなり、**支援の効果が高まります。**



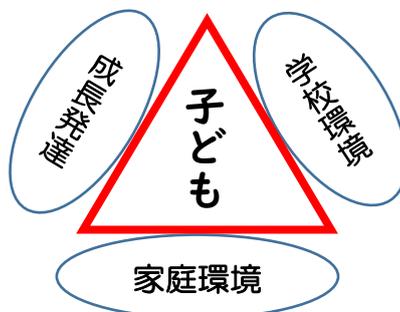
学齢期の児童・生徒には、個々の発達段階に応じた支援が必要です。
SSWは、**発達臨床心理の専門職であるスクールカウンセラー**とともに子どもたちの**状況把握・分析**(※)や支援を行います。

(※) 状況把握・分析 = “**アセスメント**”って？

“**アセスメント**”とは、生活環境や困りごとなどの**状況を把握し、分析**することです。
よりの確な支援を行うために、次の3つの観点から情報を収集します。

- 情緒的発達
- 社会的発達
- 愛情ニーズ
- 自己表現ニーズ
- 生理的ニーズ
- ストレングス**

その他



(門田 2012 に加筆)

- 学習状況
 - 出席状況
 - 他の児童・生徒、教職員との関係
 - 学校施設の環境
 - 教職員組織の状況
 - 学校(クラス・教員)のストレングス**
- その他

- 家族関係
- 家族歴
- 親子間関係
- 住環境
- 経済的状況
- 地域環境
- 養育者の健康状態
- 養育者のストレングス**
- 福祉の支援状況
- その他

子ども、家庭、学校が持つ**ストレングス**への着目は、支援の効果を高めます。

SSWによる支援

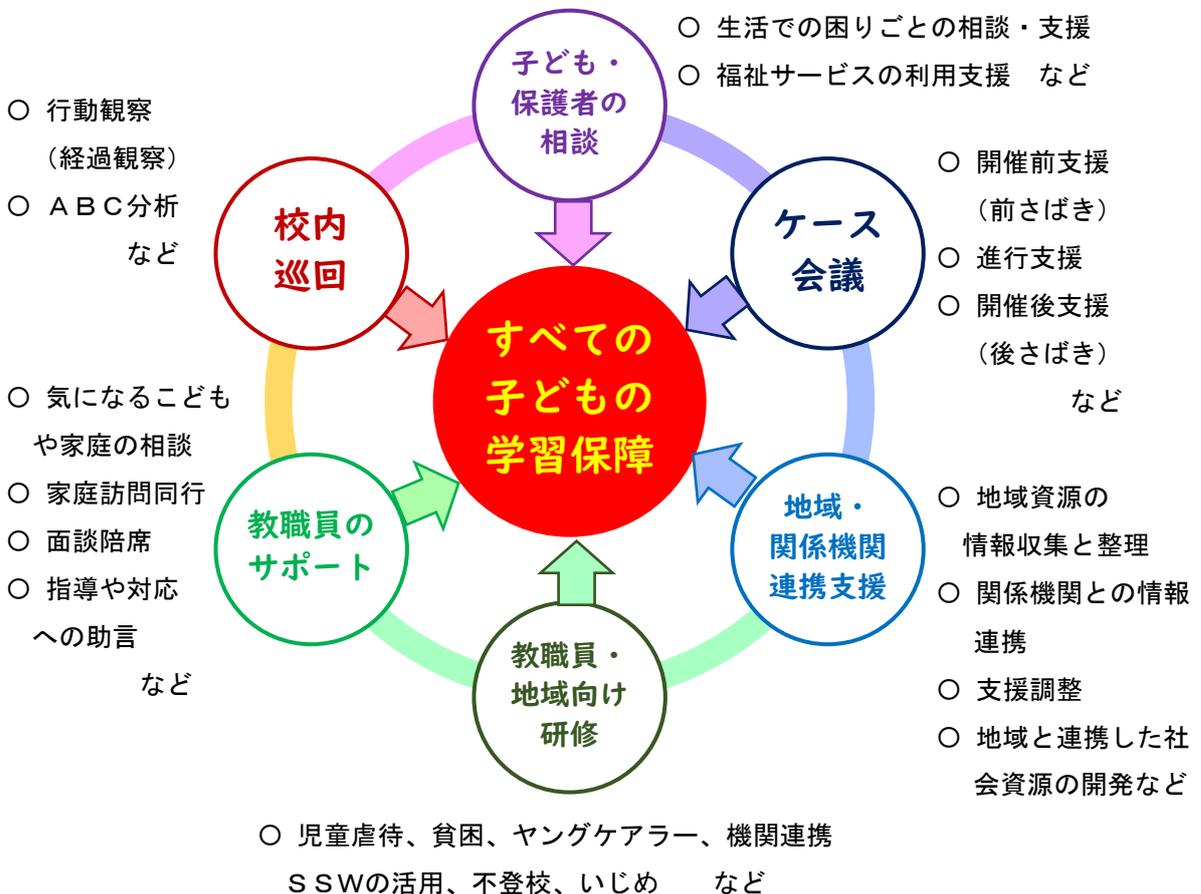
支援の例

SSWは、子どもの問題行動等に、次のように取り組みます。

| 不登校 | 児童虐待 | 生活環境 | いじめ | 特別支援 |
|---|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 成育歴、相談歴などから課題を整理し、学習の機会を保障するアプローチ方法を考えます。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全を最優先に、保護者を支えるため、多機関と連携して養育環境を整えます。 | <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーや貧困などの福祉的な生活課題について、福祉行政等と連携して支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 被害／加害の関係性に着目し背景要因を探るとともに、双方のケアについて環境面の調整により支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 行動観察等を行い、子どもの個別のニーズを把握し、アセスメントに基づいた支援内容を検討します。 |

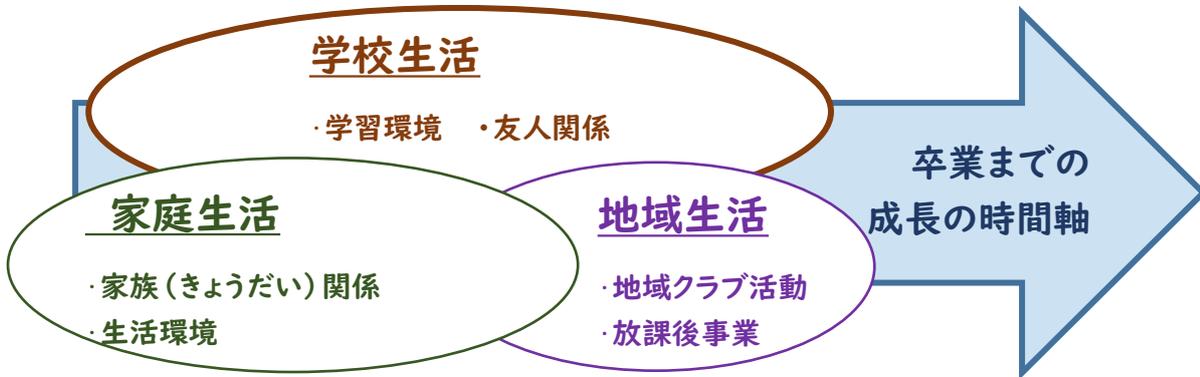
様々な支援活動

SSWは、次のような活動を行いながら、すべての子どもの学習を保障するための支援を行います。



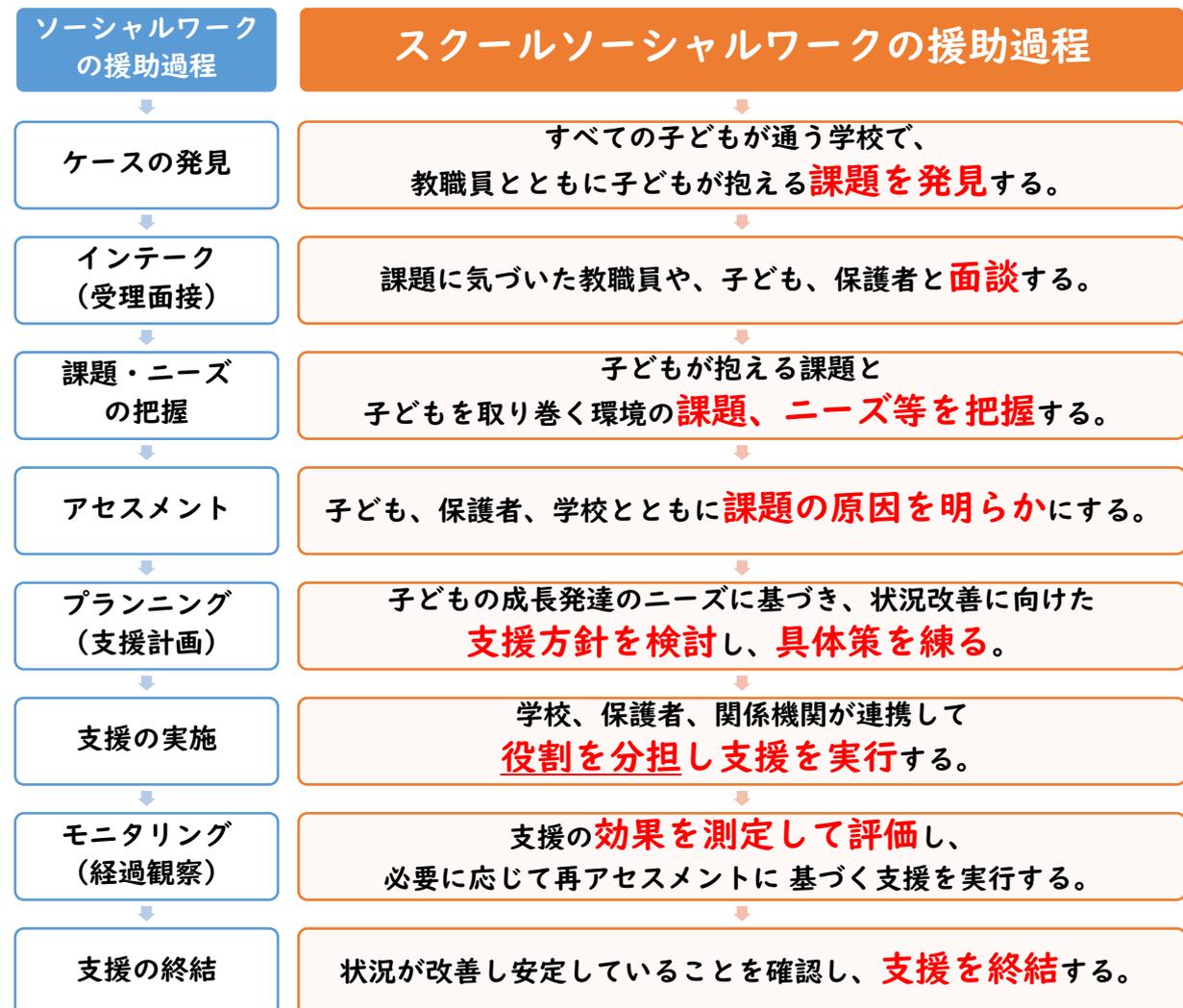
学齢期の支援のデザイン

SSWは、義務教育後の「自立」に向け、発達段階を考えながら環境調整のための支援計画を立案し、実行します。



SSWの支援過程

SSWは、社会福祉の援助過程に沿って支援を行います。



ケース会議開催支援

ケース会議とは（文部科学省「生徒指導提要」より）

児童・生徒一人一人が抱える課題について、

- ① 本人とその環境に関する様々な情報を収集・共有するとともに
- ② その背景や要因を分析して、その事案（ケース）の総合的な見立て（アセスメント）を行い、
- ③ 対応の目標の設定、役割分担を内容とする援助・支援計画を具体的に協議・決定する

会議のことです。

ケース会議では

右図のような進行のポイントを踏まえながら協議を進めます。

ケース会議の前・後さばき

より効果的なケース会議を開催するためには、

『前さばき』と

『後さばき』

が欠かせません。

【前さばき】

- 守秘義務の確認
- 情報収集
- 開催目的の整理
- メンバーの選定
- 会議の役割分担（子どもや保護者が参加の場合）
- 参加者に問いかける内容の検討・確認
- 学校が担える役割の範囲の確認

【後さばき】

- 支援の進捗確認
- 支援が滞っている場合は、支援方法の見直し

SSWは、ケース会議開催を『前さばき』から支援します。

ケース会議進行のポイント

どんな状況なのか？ 何が課題なのか？

何をもって事案解決（未来像）とするか？

その未来像は、子ども・学校にとって有益か？

未来像へのステップ（短期・長期目標）は？

解決に向けた子ども・家庭・学校等の課題は？

課題はどんな背景から生まれているのか？

課題に対し、どんな支援をいつ・誰がするのか？

次回はいつ子どもの状況を確認するのか？

児童虐待（要保護児童対策地域協議会）への対応支援

学校がなぜ児童虐待に対応するのか（文部科学省「生徒指導提要」）

（学校の）児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童・生徒の自立を支援することまでが目的になります。

要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）とは

要保護児童・要支援児童・特定妊婦に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関として児童福祉法（以下、児福法）第25条の2に位置付けられている、

「家庭での子育て」を「地域のチームで支援する」ネットワークです。

要対協における学校の役割

すべての子どもが通う学校には、次のような役割が期待されています。

| SOSを キャッチ すること | 子ども・家庭の 変化に気づく こと（見守り） | 通告/情報提供 /情報連携 すること | 家庭とつながり 続けること |
|----------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|
| 遅刻欠席 | 衣服の乱れ | 児童虐待通告 | 教育相談 |
| 暴力 暴言 | 忘れ物が多い | 要支援児童の 情報提供 | 連絡帳 |
| 教室離脱 | 体調不良 | 福祉部局との 情報連携 | 家庭訪問 |
| 登校しぶり | 宿題をしない | 等 | 等 |
| 等 | 等 | | |

【 虐待に関する用語解説：児童福祉法 第6条 】

要保護児童：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(2)

保護者のない児童(現に監督保護している者がいない児童)(2)

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(3)

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に

必要と認められる妊婦(3)

【 学校が個人情報を取得・提供する法的根拠：児童福祉法 第25条 】

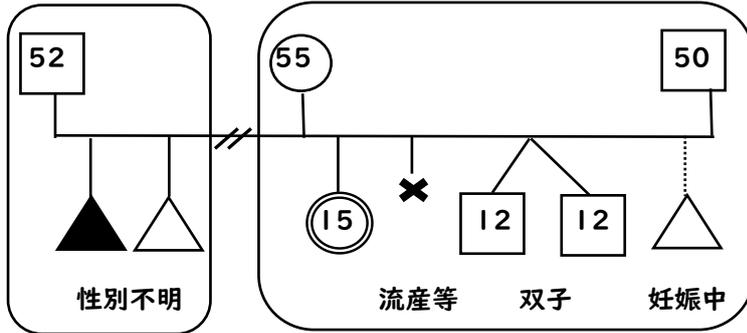
要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。(2)

用語解説

ジェノグラム

子どもや家族の構成を図式化したものです。

【ジェノグラムの記載例】



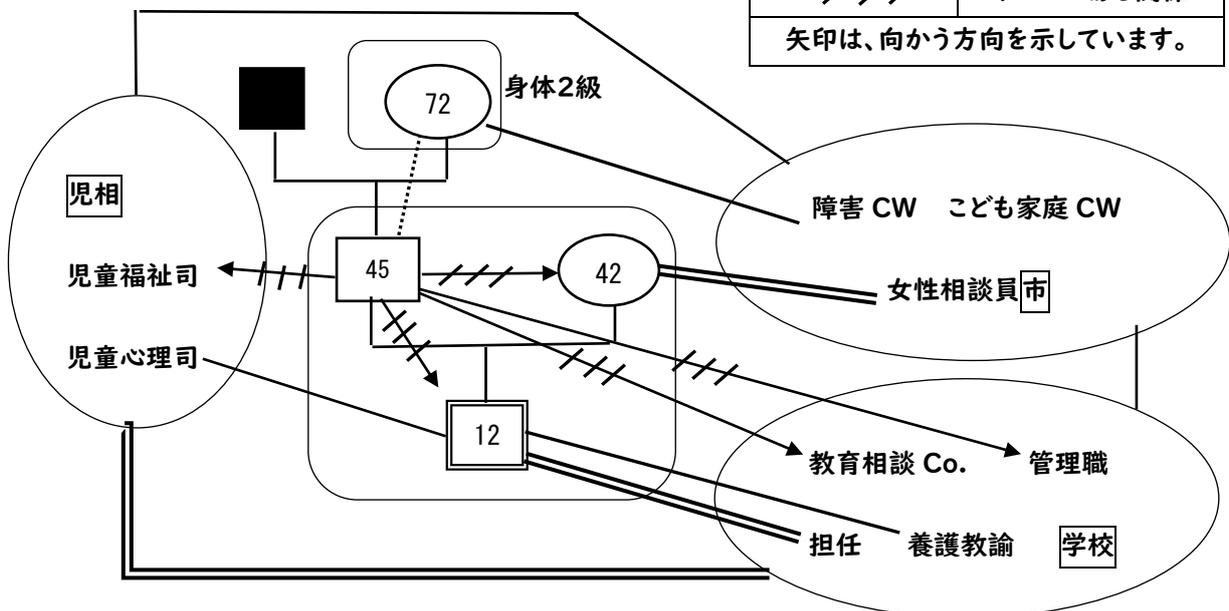
- ◇ 統一のルールはありません。基本の記号を使いながら、分かりやすさ(把握しやすさ)を優先して記載します。
- ◇ きょうだいは年齢順に左から右へ記入します。
- ◇ 同居世帯は線で囲みます。

| 記号 | 意味 |
|----------------|----------------------|
| □ | 男性 |
| ○ | 女性 |
| △ | 性別不明 |
| □ ○ △ | 本人(支援対象) |
| ■ ● ▲ | 死亡 (×を重ねることもあります) |
| (縦線) | 世代 |
| - (横線) | 婚姻・きょうだい関係 |
| ≡ | 離婚 |
| —/— | 別居 |
| 記号の中に年齢を記載します。 | |

エコマップ

子どもや家族に関係する人や機関などを、関係性に着目し図式化したものです。誰がどことつながっているのか、もしくは孤立しているのかを視覚化します。

【エコマップの記載例】



| 記号 | 意味 |
|-------------------|-----------|
| ≡ | 強い関係 |
| — | 通常の関係 |
| | 弱い関係 |
| —/—/— | ストレスのある関係 |
| 矢印は、向かう方向を示しています。 | |

SSWの視点から見る【対応のポイント】

子どもたちが抱える様々な課題やその背景要因は、学校での学習指導や生徒指導上の課題に直結する場合があります。学校には深い児童・生徒理解が求められています。

このハンドブックでは、課題や背景要因ごとに、現状や児童・生徒理解のための資料、対応のポイントなどを短くまとめました。

各項目に対するSSWの支援の実際は、「SSW実践事例集」をご覧ください。

学校での支援の考え方（生徒指導の定義と子どもの権利条約）

（生徒指導提要）

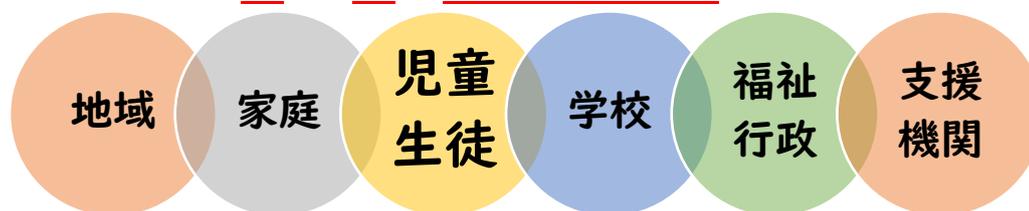
「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」

（子どもの権利条約）

| 差別の禁止 | 子どもの最善の利益 | 生命、生存及び発達に対する権利 | 子どもの意見の尊重 |
|---|---|---|--|
| すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。 | 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。 | すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。 | 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。 |

ケース対応の基本

ケースへの対応は、下図の『誰』が『何』に『困っているのか』を解きほぐすことから始めます。

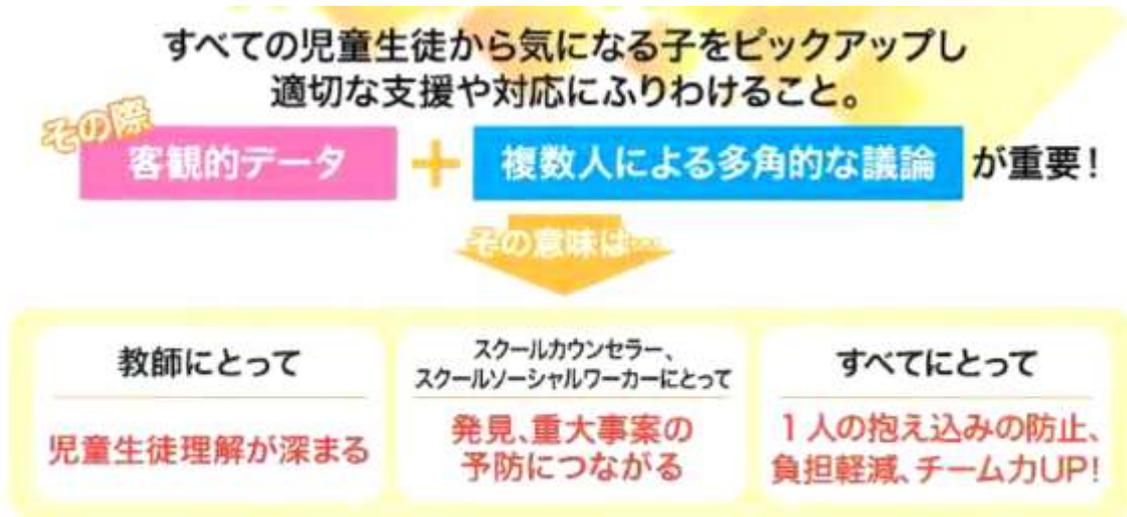


「対応のポイント」一覧

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① サポートドック | ② いじめ | ③ 不登校 | ④ 合理的配慮 |
| ⑤ 性的事案 | ⑥ 希死念慮 | ⑦ メンタルヘルス | ⑧ 医療連携 |
| ⑨ 貧困 | ⑩ ヤングケアラー | ⑪ 多文化共生 | ⑫ 保護者との協働 |

① かながわ子どもサポートドック（スクリーニング）

スクリーニングとその目的

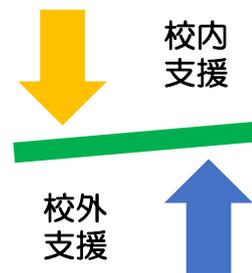


(文部科学省 スクリーニング活用ガイド 2020)

スクリーニング会議とは

教育相談コーディネーターをはじめ、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童・生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議

子どもが抱える課題の背景要因を整理し、学校内でできること、校外の支援が必要なことなどについて検討します。



SSW にできることの例

① 児童生徒への支援



- アセスメントに必要な情報収集
・直接面談、面談支援（間接）
- 直接支援（プッシュ型面談等）
- 機関連携支援
・福祉機関や地域との連携支援

② 子どもを支える社会づくり



- 学校が把握する子どもの現状を福祉行政や地域に伝える
- 子どもの校外生活を支える人や場所、機関等とつながる
- 子どもの校外生活を支える仕組みを、地域とともに創造する

② いじめ

なぜいじめに対応するのか

いじめを受けた子どもは学校に適應することを困難に感じたり、社会的な疎外感を感じたりする傾向が強く、**自傷行為や自殺念慮を抱くリスクが高い傾向**にあります。また、様々な研究からは、小児期や思春期にいじめを受けることが、不安障害やうつ病といった精神衛生上の問題に関連したり、成人期においては経済状況が低かったりするという報告がされています。

いじめへの対応の概観



謝罪について

謝罪は、加害児童・生徒への指導よりも、被害を受けた児童・生徒が安心・安全な生活を送れることを優先します。そのためには、謝罪を受け入れる準備にこそ、被害者ケアの観点が必要です。

SSW にできることの例

予防では（研修等）

- ・児童・保護者理解
- ・児童をとりまく福祉的な課題
- ・対応マニュアルの作成支援 等

発覚直後では

- ・加害者側の問題行動の背景要因の分析、アセスメント、保護者対応等への助言・面談同席等

ケアでは

- ・児童生徒や保護者のニーズの把握・分析
- ・支援計画立案・修復的対話の支援 等

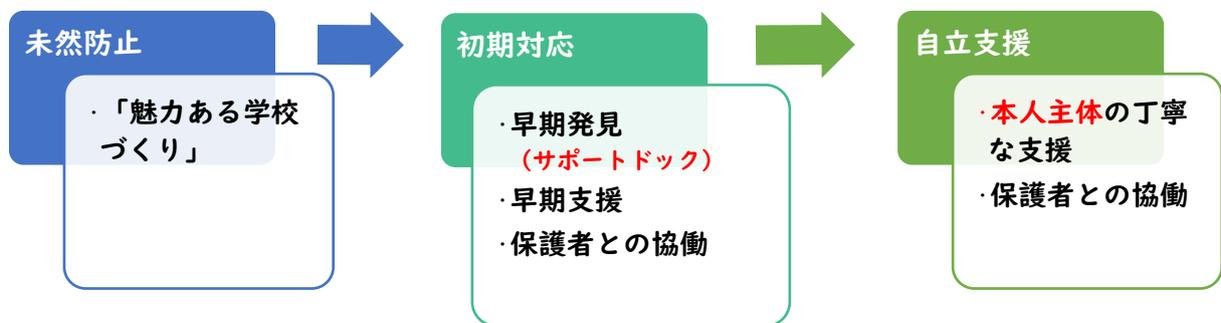
③ 不登校

不登校児童生徒への支援の方向性

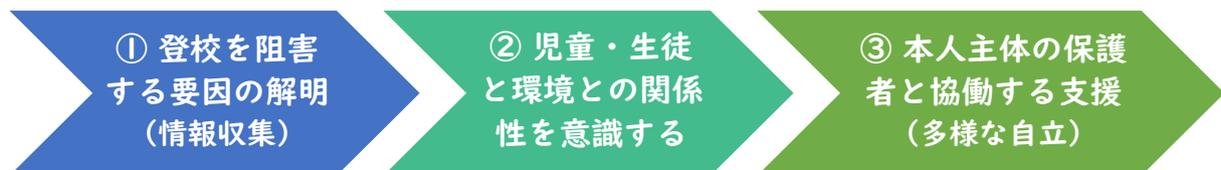
(生徒指導提要)

「不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、**社会的自立**を果たすことです。そのため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的**に捉え、**社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められます。**」

不登校に取り組む3つのステップ



支援の3つのステップ



支援にあたっては、①のアセスメントに基づき、②に留意しながら、本人を主体とする③の支援を行っていきます。

支援の基本となるのは、「エネルギーの回復と居場所づくり、学習保障」です。一人ひとり、状況が異なることを認識し、オーダーメイドの支援を検討しましょう。

SSW にできることの例

アセスメント

・情報を整理・統合し、複合的な背景要因を分析するアセスメントを行います。

地域連携

・「子どもの最善の利益」につながる「自立支援」の取り組みを充実させることを目的に、様々な社会資源の情報を提供し、活用につなげます。

④ 合理的配慮

特別支援教育・合理的配慮

(生徒指導提要)

「合理的配慮の提供とは、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努めなければならないということです。」

「学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。指導や支援だけでなく、学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、そして、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考えます。」

アセスメントに基づいて学習環境を整える

教育的配慮・合理的配慮

- 個々のつまづきへの支援
- ・ 個々の困難さに応じて、個別の支援として提供されるべきもの



基礎的環境整備

- 落ち着いた環境
- 学習に取り組みやすい環境
- ・ 学校・学年・クラス全体で取り組むべきもの

【対応のポイント】

子どもを学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせる考え方が必要です。

- ① 子どもにとって「どうなのか？」を第一に考えます。
- ② 子どもの気持ちを尊重します。
- ③ 子ども、保護者、学校、それぞれから見えている景色を踏まえます。
- ④ 子どもの長所に着目します。
- ⑤ 校内で解決できない課題は、外部の力も活用します。

② SSW にできることの例

行動観察

・ 気になる行動が複数ある場合には、それぞれの行動がどのくらいの頻度で起きているのかを把握します。

アセスメント

・ 情報を整理・統合し、複合的な背景要因を分析するアセスメントを行います。

問題解決型ケース会議

・ 子どもの学習効果を高めるために、ブレインストーミング形式で支援方法を検討します。

⑤ 性的事案

性暴力が子どもの発達に与える影響

子どもは性暴力をはじめとする不健全な環境にさらされると、発達によくない影響を受ける可能性が生じます。特に愛着が健全に形成されることで、子どもが無条件に自身を肯定できる「基本的信頼感」が獲得されますが、性暴力を受けると不安定な愛着が形成される可能性が高まります。

不安定な愛着の特徴

(杉山「子ども虐待という第四の発達障害」2007『性的虐待による不安定な愛着の特徴』より)

| | | |
|-----|--|--|
| 身体面 | <ul style="list-style-type: none">・ 年齢の割には未発育で小柄・ 痛みに対して我慢強い・ 触られるのを異常に嫌がる | ・ 基本的な信頼感の欠如によって、子どもは他者をも肯定することができず、他者との間で何かと争いを繰り返したり、孤立したりすることがあります。 |
| 行動面 | <ul style="list-style-type: none">・ 衝動や欲求不満を抑えられず、破壊的行動を示すことが多い・ 動物や自分よりも弱いものをつつくいじめる・ 多動である | |
| 感情面 | <ul style="list-style-type: none">・ かんしゃくを起こしやすく、なかなかやまない・ 強い孤独感や疎外感を抱えている・ 心から喜んだり、楽しんだりすることができない | |
| 認知面 | <ul style="list-style-type: none">・ 自分を悪い子だと思っている・ 集中力が低い・ 年齢相応のものにとらえ方ができない | |
| 対人面 | <ul style="list-style-type: none">・ 人からの愛情を受け入れようとしない・ 誰彼なしに愛想を振りまく・ 同年代の友だちができない | |

性的事案の支援の基本 ※専門家の支援は必須です。

① 安全な環境の整備

(学校が専門家の支援を受け、教員自身の安全を確保することが子どもの心の安全につながります)

- ・ 個人情報の取り扱いの範囲の明確化(誰がどんな情報を持つのか)
- ・ 担任を支える校内体制の構築
- ・ 専門家のコンサルテーションに基づく被害調査 ※虐待の場合は、児童相談所が実施します。
- ・ 謝罪場面の設定は、焦らずゆっくり、被害側の受け入れる準備を整えてから行います。

② 長期的な支援

- ・ 性被害の影響は、長期間、成人になっても続きます。軽快したように見えても、慎重にケアを続けられるよう、短期目標に併せて長期目標も設定しましょう。

⑥ 希死念慮

生徒指導提要 P189～

- ① 希死念慮は自殺念慮とほぼ同じ心理状態であり、精神科領域では自殺関連行動と位置付けています。妄想性精神疾患や感情障害を背景にした自殺関連行動の存在も念頭に対応します。

| 自殺関連行動 | |
|---|--|
| 自殺念慮 強い感情を伴い自殺に対する思考が 精神全体を支配して持続する状態 この世から去る具体的な方法を考えている | 希死念慮 自殺に対する思考が散発的に出現する状態 「消えてなくなりたい」「楽になりたい」 「死にたい」などの表現 |

- ② 希死念慮の強さは人それぞれ異なり、時間の経過でも変化します。具体的な自殺企図に移行することもあります。「死にたい」と言われたり、リストカットの痕を見つけたりした時の言葉のかけ方には、非常に大きな意味があります。
- ③ 希死念慮は、「死にたいほど辛いけど、もしもその辛さが少しでも和らいだら、本当は生きたい」という援助希求の現れです。希死念慮は矛盾に満ちているからこそ、適切な助けが必要なのです。
- ④ 「死にたい」と言える関係性を大切にするために「TALKの原則」(生徒指導提要 P201)があります。

周囲ができる自殺予防のための対処法「TALK」の法則

| | |
|------------------|-----------------------------------|
| Tell | ・「私が」心配していることを言葉で伝える |
| Ask | ・「死にたい」という気持ちがあるか率直に尋ねる |
| Listen | ・相手の気持ちを傾聴し、否定したり、自分の価値を押し付けたりしない |
| Keep safe | ・安全を確保し、相談機関や医療機関に同行するなどして支える |

SSW にできることの例

| | | |
|--|---|---|
| スクリーニング会議 ・早期発見により、背景にある要因をいち早く見極めるため、チームでの対応を提案します。 | アセスメント ・情報を整理・統合し、複合的な背景要因を分析するアセスメントを行います。 | 精神科医療連携 ・感情障害などにみられる希死思考の緩和や校内での対応・助言など専門的支援につなげます。 |
|--|---|---|

⑦ メンタルヘルス

子どものメンタルヘルスとは (参考：公益財団日本学校保健会)

精神的健康の回復・保持・増進にかかわる事柄の総称であり、精神医学・精神保健領域にほぼ相当しています。具体的には、いじめ、不登校、性の問題行動、摂食の問題、鬱状態、感情の爆発、集団への不適応をはじめとして、背景にある心の健康に関する問題は多岐にわたります。

| メンタルヘルス不調要因 | 不調の背景 |
|----------------|----------------------------------|
| 心理社会的要因に由来する問題 | 主に環境のストレスや家族を含み対人関係などを背景にした不調 |
| 精神医学的問題 | 子ども自身が持つ精神的素質や疾患など生物学的要因を背景にした不調 |

子どものメンタルヘルスをめぐる変化

学校メンタルヘルスの諸問題は、児童・生徒のメンタルヘルスと同時に、教職員など「支援者サイド」のメンタルヘルスの問題など多岐にわたっています。コロナ禍では「人間関係」や「一体感」が「密」として回避され、『学校生活に柔軟に適應していた子ども』は在宅時間の急増で機能不全と化した家族からの逃げ場を失い、『不登校傾向の子ども』には予期しなかった安堵をもたらし、不適応逆転現象が起りました。

子どものSOSをめぐる理解

- 脳の認知機能において、「知性の機能」と「感情の機能」のバランスを「**分化度**」と表現する考え方があります。
- 心身の成長過程にいる子どもは、精神発達において「**未分化**」であるため、過度に感情的になったり、知性的になる場合もあります。傷つき、怒り、恐怖、絶望などの状況に陥っても、自分のおかれている状況がわからず、助けを求め、表現すること、つまり **SOS** を出すことが**困難になる**ことがあります。

SSW にできることの例

アセスメント

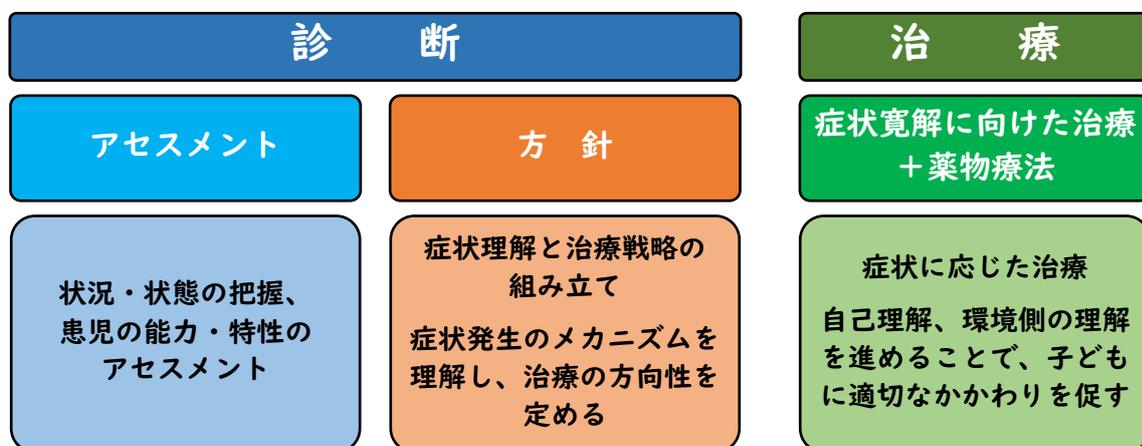
・情報を整理・統合し、複合的な背景要因を分析するアセスメントを行います。

精神科メンタルヘルスソーシャルワーカー

(MHSW) との連携 MHSWの保健科参画や個別事例では学校の困りごとの緩和に協力依頼。学校との協働を支え、子どものメンタルヘルスを保持します。

⑧ 医療連携

医療が行っていること



医療連携のために ①事前準備

| 【準備】 | 【アプローチ】 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・課題の明確化（学校での子ども）・課題に対し、学校ができることを考える・学校はできないことだが、必要な支援について考える | <ul style="list-style-type: none">・必要な支援に機能しそうな機関を見極める・学校が困っていることを伝え、現在の状況を詳しく説明しながら相談をする |

医療連携のために ②医師を理解する

- 医師にはそれぞれ専門があるため、専門外のことまで説明は難しいものがあります。
- 担当医には、次の項目を確認しましょう。
 - ① 医療から見た子どもの状況 ② 子どもの課題と治療方針 ③ 服薬治療の目的
 - ④ 学校に求められる役割 ⑤ 緊急時の対応
- 医師の忙しさを知る。（日本の医療制度では、医師が病院外に出向くことは基本的に難しい）

SSW にできることの例

情報整理

・子どもの状況を把握し、医療連携の目的を整理します。

メディカルソーシャルワーカー（MSW）との連携

・医療機関の窓口を確認し、必要に応じてMSWと連携します。

⑨ 貧困

子どもの貧困とは

「子どもが経済的困窮におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうこと」（小西 2017）

子どもの健やかな成長・発達は社会全体で保障すべき課題ですが、日本では、個々の家庭の責任として、保護者に過度の負担を負わせており、学齢期においては学校が微力ながら家庭を支えているという状況にあります。

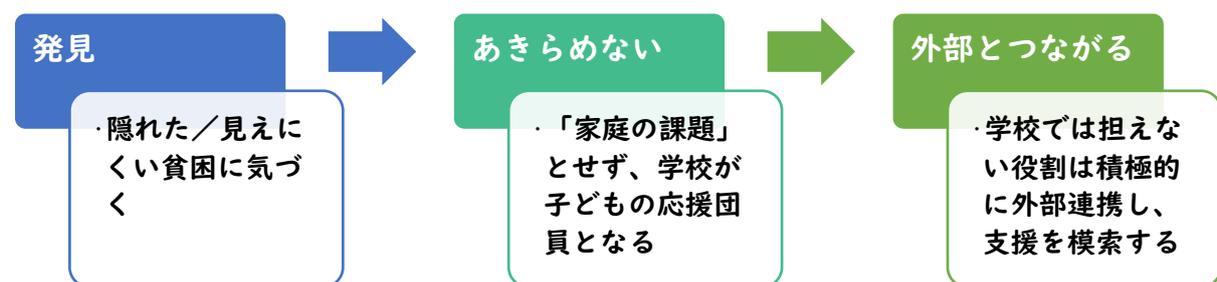
「子どもの貧困」は、子どもの人生全体に深刻な影響をもたらす重大な社会問題です。だからこそ、子どもの現状を知る学校が積極的に外部支援機関にその窮状を伝えていく役割を担うことで、子どもの未来を守ることができると考えます。

子どもの貧困の現状

子どもの相対的貧困率（一定基準を下回る手取り所得の家庭で育つ子どもの割合）は、厚生労働省によると 13.9%（2015 年）で 1990 年代半ばから上昇傾向となっています。

相対的貧困にある子どもの人数は全国で約 280 万人にのぼり、子どもの 7 人に 1 人が経済的に苦しい状態で生活をしています。

子どもの貧困の支援



SSW にできることの例

情報整理

・面談や家庭訪問等で、子どもの状況を把握します。

外部機関との連携

・公的支援のほか、社会福祉協議会等と連携するなどしてインフォーマル支援の利用や創出を検討します。

⑩ ヤングケアラー

ヤングケアラーとは

(生徒指導提要)

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているような子供を指します。いわゆる「お手伝い」の範囲を超え、子供の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、友達と遊ぶ、学習する、クラブ活動に参加するなどの、子供としての生活体験が奪われたり、時には通学や睡眠時間も制限されたり、子供自身の生活の大部分を家族のケアに充てるといったケースも見られます。その影響は成人した後も残る場合があります。また、子供自身やその家族がそのような状態を子供にとっての困難な状態と認識しておらず、問題が表面化しにくいことも特徴です。」

(ヤングケアラー協会 HP より)

障害や病気のある家族のために日常的にしていること



責任や負担の重さにより、子どもたちが諦めてしまっていること



SSW にできることの例

子どもたちは、大好きな先生に自分が困っていることを隠しがちです。ぜひ、教員ではない立場のSSWをチーム支援に加えてください。

情報整理

・面談や家庭訪問等で、子どもの状況を把握します。

外部機関との連携

・公的支援のほか、社会福祉協議会等と連携するなどしてインフォーマル支援の利用や創出を検討します。

① 多文化共生

学校の役割

(生徒指導提要)

「教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが、何よりも大切です。」

学校の役割

(外国人児童生徒受け入れの手引きより)

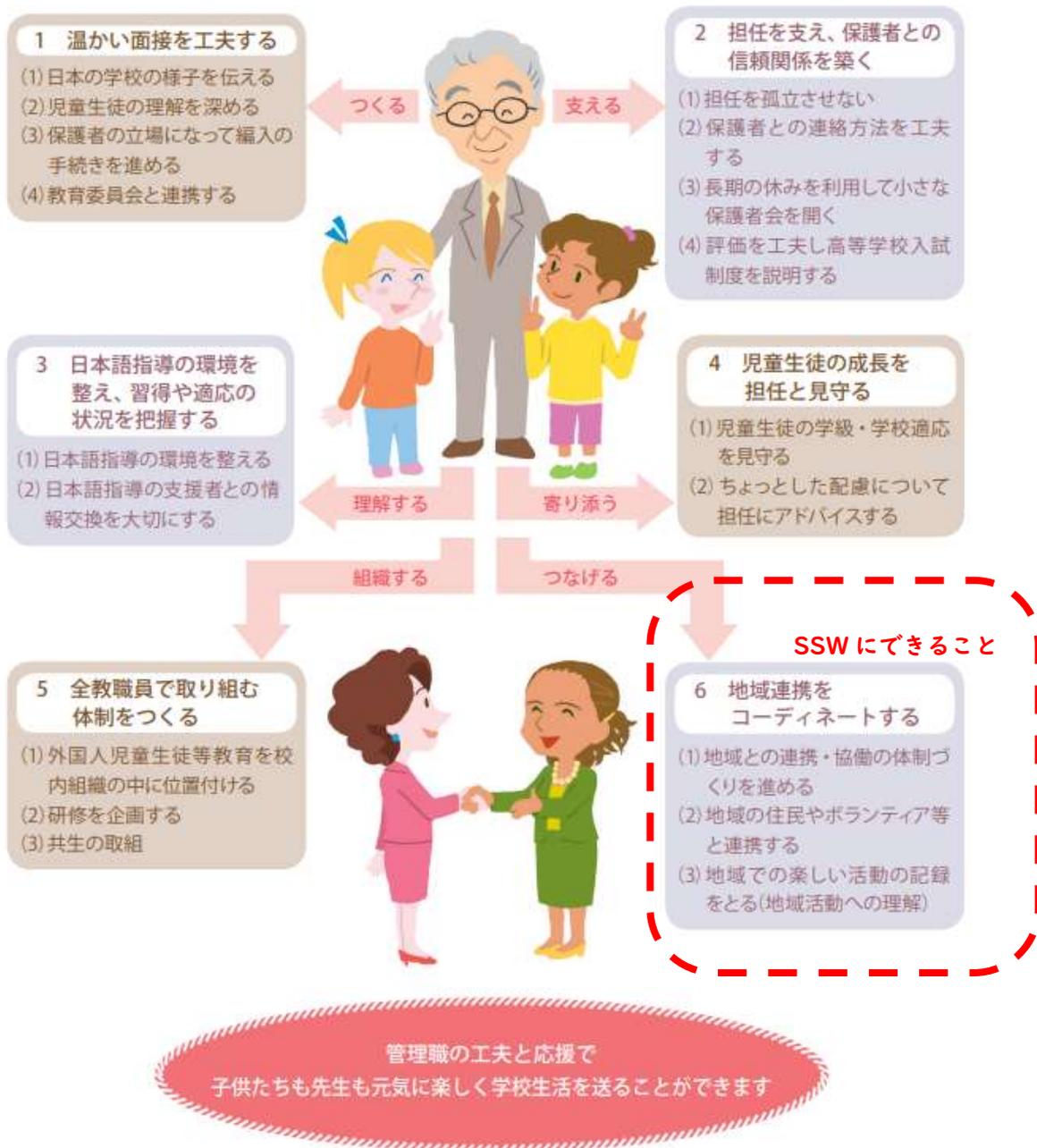


図2：外国人児童生徒等が学校に編入する際の管理職の対応

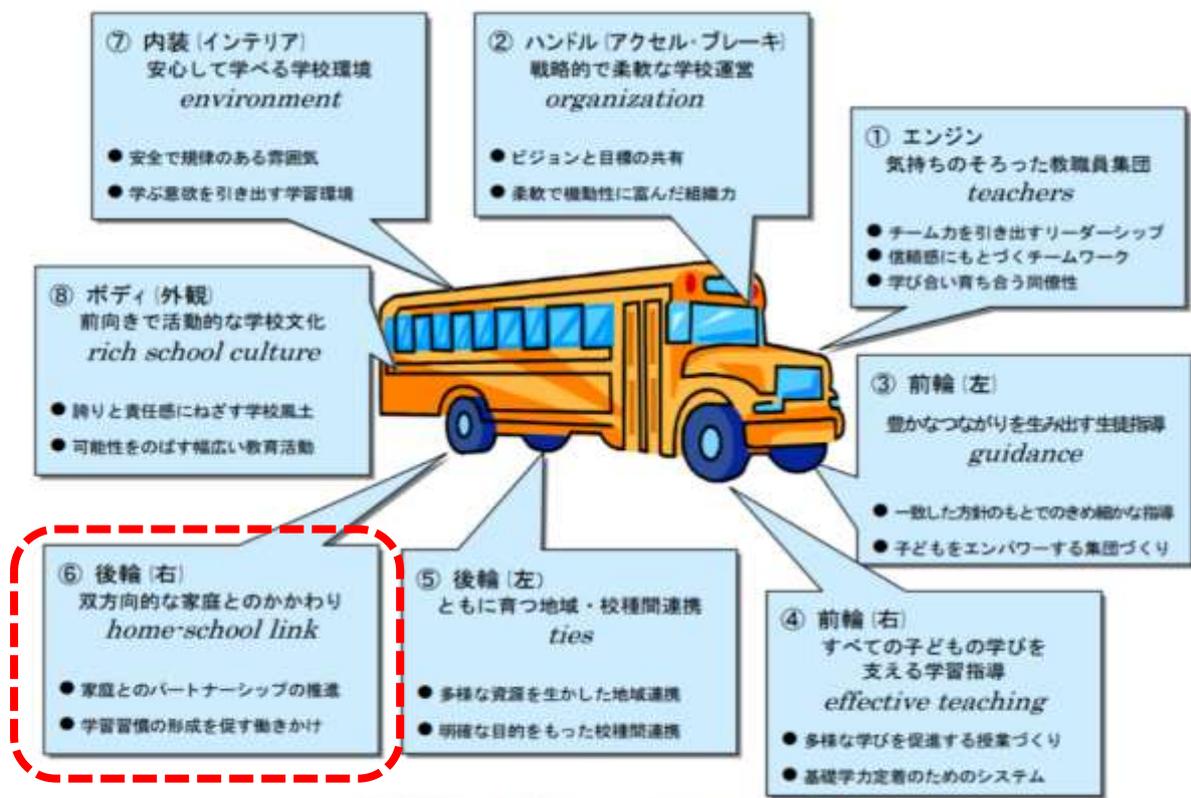
⑫ 保護者との協働

家庭や地域との連携

(生徒指導提要)

「生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、**家庭や地域及び関係機関等との連携・協働**を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む『社会に開かれた生徒指導』として推進を図ることが重要です。」

スクールバスモデル「力のある学校」の8つの要素



大阪府教育委員会「学校改訂のためのガイドライン」P.1より転載

保護者は対等なパートナー

地域のつながりが希薄になる中、保護者は養育のロールモデルや相談相手とつながりにくく、孤立し、不安に陥りやすい状況にあります。保護者が安心できる雰囲気を整えることで、パートナーシップによる教育が可能になります。**SSWは保護者との信頼関係構築を支援します。**

学校が安心できる場や
人であると感じられる
雰囲気づくり

情報発信
気軽に話せるとい
う信頼関係の構築

教員からの「最近、
どうですか」など
の声かけ

保護者の話を聞
き、解決策を
ともに考える

【参考文献：順不同】

- 文部科学省 「生徒指導提要」 2022
(https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)
- 文部科学省 SSW 活用事業実施要項
(https://www.mext.go.jp/content/20230404-mxt_jidou02-000008592-bb.pdf)
- こどもの学び困難支援センター（東京学芸大学）
(<https://suretgu.com/20230112/567/>)
- 門田光司 著 「学校ソーシャルワーク入門」 中央法規出版 2002
- 玉井邦夫 著 「学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き」 明石書店 2007
- 山野則子 編著 「よくわかるスクールソーシャルワーカー第2版」 ミネルヴァ書房 2016
- 辻川和彦 編著 「現場発！失敗しないいじめ対応の基礎・基本」 榊日本標準 2017
- 藤森和美 編著 「学校トラウマの実際と対応」 誠信書房 2020
- 馬場幸子 著 「スクールソーシャルワーク実践スタンダード」 明石書店 2020
- 大塚美和子・西野緑・峯本耕治 編著 「『チーム学校』を実現するスクールソーシャルワーク理論と実践をつなぐメソ・アプローチの展開」 明石書店 2020
- 金澤ますみ・奥村賢一・郭理恵・野尻紀恵 編著 「三訂版 スクールソーシャルワーカー実務テキスト」 学事出版 2022
- 大阪府立大学山野則子研究室 著 「スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～」 文部科学省 2020
- 大阪府教育委員会「学校改善のためのガイドライン」 2008

神奈川県教育委員会教育局

支援部 子ども教育支援課

令和6年2月